

メディアの中の代理懐胎者像

——大衆雑誌の言説分析から

柳原良江

一 問題の所在

代理懐胎と呼ばれる行為に対し、日本では二〇〇三年に厚生科学審議会生殖補助医療部会による「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」や日本産婦人科学会会告、日本弁護士連合会の提言において問題点が指摘され、二〇〇八年の学術会議報告書に至るまで、ほぼ共通した倫理的問題が指摘されてきた。しかし、専門家による問題意識がほぼ同じ形式で繰り返される一方、一般の人々が代理懐胎に抱く考えは、大きな変化を示している。たとえば二〇〇三年度に厚生労働省が実施した調査によれば、一般論として、借り腹による代理懐胎の利用を「認めてよい」との考えは、四五・八%、「認められない」は二二・〇%であったが、二〇〇七年度の調査によると、「認めてよい」は五四・〇%、「認められない」は一六・〇%と、認めてよいとみなす回答者が増加している。また二〇〇六年には柳沢厚生労働大臣が制度化の必要性に言及し、

当時の最大野党であった民主党内には容認を視野に入れたワーキング・グループが発足するなど、代理懐胎に対し肯定的な意見が形成されるようになった。

この変化の背景には、二〇〇五年に女性タレントの代理懐胎実施が報道され、二〇〇六年に長野県の医師が五十代の女性を懐胎者とする代理懐胎を実施した事実が公表されたことを受けて、それら当事者の様子がメディアで盛んに報道された状況が影響しているよう。佐藤（二〇〇三）の議論を用いれば、議論の結果に基づく輿論とは別に、私的感情に根ざした情緒的な世論が構築されたのであり、その結果、大衆的な理解である世論と、専門家による議論の間に、大きな乖離が生じていたのだと考えられる。

では具体的に、この乖離を生み出した世論は、いかなる文脈のもとに構築されてきたのであろうか。本稿ではその構造を明確化させるための一つの手がかりとして、大衆の娯楽メディアにおける代理懐胎者の表象に焦点を当てる。そこに表出された言説から浮かび上がる懐胎者像を分析しながら、代理懐胎に対する世論の特徴について考察していく。

二 語る主体の変遷

調査対象とする言説は、二〇〇八年七月に雑誌図書館大宅壮一文庫の件名検索システムにて「代理出産」と「代理母」をキーワードに検索して抽出し、その時点で文庫に所蔵されている全記事のうち、該当する一九八一年六月～二〇〇八年五月発行分の記事に掲載されたものである。これらの記事で懐胎者に具体的に言及する記事は、大まかに次の①②③で分類される変遷をたどっている。①八〇年代…外国での代理懐胎事例が紹介される。②九〇年代…同様の海外事例報告が掲載され続ける一方、一九九〇年に米国で代理懐胎により子

を得た日本人依頼者の事例が報告される。一九九二年には日本国内に、代理懐胎の幹旋事務所「代理出産情報センター」（代表：鷲見侑紀）が設立された頃から、海外で代理懐胎を依頼する日本人の実例報告や、幹旋業者の紹介が盛んに掲載される。③二〇〇〇年代：日本国内で代理懐胎を実施した開業医（根津八紘）や、米国で実施し、双子を連れて帰国したタレント夫妻（向井亜紀・高田延彦）に関する内容、彼・彼女らに関連して、日本学術会議の報告書に関連した記事で占められる。このような変遷の中で、懐胎者を語る主体の位置づけも変化していく。まず上記の①と②に登場する、日本国内で具体的な事例が報告される前の外国の事例報告では、日本人記者の視点から、外国人の白人女性が語られる。これらの記述は、対象に同情や共感を示しつつも、国外での特殊な出来事を語る傍観者としての立場から行われる。また②の時期には、日本人依頼者や、幹旋業者の言葉として、依頼する立場の視点から、外国人の懐胎者が語られるようになる。しかしながら依頼者が匿名の一般人であることや、日本国内での実施例がないことから、傍観者の視点も残されたままである。③の時期になると、幹旋業者に加えてタレント業を営む依頼者、代理懐胎を実施している医師による近況報告や、これらの人々の手記として、依頼する立場で懐胎者が語られる。記者の取材記事も、上記の人々に関する報告形を取るため、依頼する側の視点から見た懐胎者が語られている。

なおいずれの時期にも、懐胎者に対する生命、健康、搾取の危険を指摘する記事は存在するが、それらは抽象的な議論に止まるか、上述した人々に関する報告に対する対抗言説として表れるため、依頼者の立場に依拠する記述のように事例報告の形は取っておらず、懐胎者の具体的な人物像が想起されるものには至っていない。ところでこうした手記や報告記事の中には、担当記者による変更を経ず、実際に当事者が発言した言葉がそのまま掲載されたり、手記の場合には当事者が自ら綴った文章が含まれる可能性もある。しかし掲載された媒体が娯楽要素の強い性格を持つ大衆誌であることから、最終的に掲載される内容は、掲載方針の枠を越えるこ

とがない程度に編集される。そのため記事に発言者や行為者の意図が完全に反映されているとは限らない。このようなメディアの特質上、本稿は発言者とされる個人の思想や行動を問うものではないし、実際の事例や国内外の現状を示すものでもない。本稿が射程とするのは、メディアを介した伝聞の中で、懐胎者を捉える枠組みの構造である。しかしながら、これらの記事内で発言者の名前や肩書きが明記されていけば、それ自体もまた記事の内容に意味を与える役割を持つ。そのため本稿では、それらの記述が発言者の正確な意見を反映させるものとは限らないことを前提とした上で、記述の意図に対する理解を明確化させるため、引用部分に敢えて発言者とされる人物の名前や肩書きを記している。

三 懐胎者の内面

一 理性的な主体

代理懐胎が雑誌記事に登場しはじめた頃、それらは外国人による特殊な事例として扱われていた。それらの舞台となる地域は、アメリカ、欧州、南アフリカと多岐にわたるが、懐胎者について詳しい記述がされる場合、その懐胎者は全てが白人女性であった。その中で彼女たちは、時には従来の母性との間に葛藤を抱きながらも、子どもを持つ欲求を操作し、懐胎に伴う感情の変化を抑えられる、理性的な主体として描かれる。

わたしは女どうして助けあえるつてことがすばらしいと思ってるんです。依頼者の喜びようを見たら、私も感動します。生むことも今回はとてもすばらしかったワ。(中略)「子どもの引き渡しを拒否した事件に関して」依頼者の喜びや感謝を知ったらとてもできません。少しでもわが子のほしいひとダメ。わたしは、

わが子は一人でせいじつばい。〔傍点ママ〕

『マザーリング』、一九八一年六月一五日、二九頁。

ここで懐胎者は、一般的な女性の持つ母性を越えた超越的な理性も持つ存在として伝えられる。彼女は白人の外国人女性とラベル付けされており、それは彼女を、一般的な女性が持つ感情を超越し、日本人では共感し得ない理性を持ちうることも可能な存在と位置づける。この超越性は、人種以外の表現も使用されながら、より違和感のないものとして語られる。たとえば前述の記事では、彼女を女性の連帯を指す女性にとつて理想とする人物像を持たせることで対処しているが、別の事例について述べる次の記事では、自身の自然な欲望を抑える姿を強調する。

赤ちゃんをプレゼントする夫婦には絶対会わないし、お金も受け取らないというのが条件。こうして一〇人の赤ちゃんを産んだ彼女だが、自分の子どもを産む気はないとのこと。

『女性自身』、一九九四年七月五日、七八頁。

彼女は「自分の子どもを産む気はない」上、金銭的な対価も求めておらず、一般的な人間の欲求も持たない特別な存在である。同記事の中では、代理懐胎の依頼が正当性を持つ大きな理由として、人が自身の子を持つ自然な欲求であることが示唆されているにも関わらず、懐胎者だけは例外的に、その欲求を持たない人間である。しかしその事実が、彼女が人知の及ばない超越的な存在であるかのような記述がなされることで、疑う対象ではないものとして配置される。

二 宗教的な存在

「理性ある懐胎者像」は、日本人が外国人に代理懐胎を依頼する事例が報じられるようになり、女性タレント向井亜紀やその夫である男性タレント高田延彦に対する取材や手記として、依頼者の立場から懐胎者が論じられた時にも、引き続き用いられた。しかしその眼差しは、従来のように懐胎者を奇矯な存在とみなすものから、宗教的な表現を伴いつつ彼女の特異性を賛美する形へと変化していく。たとえば依頼者の男性タレントの言葉として、次のように懐胎者が語られる。

彼女は、代理母はお金が目当てではないと言っています。「代理出産は、代理母にとっても幸せなことです。」

「おれたちはまだ汚れていたね。心洗われなければならなかつたんだ」〔女性タレントに関する記事、後半の発言はその夫の弁として掲載〕

『女性自身』、二〇〇二年七月三〇日、三二頁。

ここで懐胎者は理性的な主体であると同時に、金銭的な欲望を含め、人間が一般的に抱くとされる欲望を持たず、それゆえ神聖な存在として位置づけられる。またこのような言説は、次のように当事者の語りとして述べられることもある。

もし、自分が不妊だったらどうするの？ 自分のパートナーが不妊だったら？〔中略〕そのとき、代理母が手を差し伸べたら、どういう気持ちになるのかしら——。〔タレント夫妻に依頼された代理母へのインタビューから〕

『女性自身』、二〇〇七年一月三日、四一頁。

このような視点を伴いながら、タレント夫妻の懐胎者の姿は、やはり自己犠牲と博愛精神を伴う宗教的イメージを喚起させつつ伝えられる。なお、このインタビュー内容は、記事の文中では懐胎者の弁と位置づけられているが、タレント夫妻の代理懐胎実施行為を全面的に応援する編集方針を持っていた⁷、『女性自身』に、依頼者の立場を主張しているフリーライター⁸が執筆したものである背景や、記事内容の不自然な構成から、依頼者の視点に立つ編集者とフリーライターの意見を、懐胎者の言葉として再構成したものと推測される。それゆえここでの懐胎者の弁は、編集方針の中に既に存在する懐胎者像を補強するための素材として機能している。

こうした懐胎者像は、彼女を一般人とは異なる超越的な存在とみなすものである。彼女は神格化され、もはや読者に共感可能な存在ではない。それゆえ常人には許容し難いほどの自己犠牲がなされても、それは疑われることはないし、その神聖さゆえ、彼女の動機を疑う眼差しを持つこともが不遜な行為として位置づけられる。また、懐胎者は他者に慈悲を施す存在と位置づけられることで、権力の主体として捉えられる。懐胎者は一方的に苦しみを経験する依頼者との対比において能動的にその力を発揮する存在であり、依頼者は受動的に恩恵を受ける存在と見なされる。そこで彼女の懐胎は、本人の能動的な行為と位置づけられるため、代理懐胎に否定的な言説でしばしば用いられる、懐胎者と依頼者の間に存在する格差、女性のジェンダー心理が利用される側面、懐胎者を道具とみなす可能性への哲学的問いや、子と産みの母を引き離す事の暴力性などがもたらす権力による犠牲者としての懐胎者像は、より薄められることとなる。¹⁰¹¹

三 従来 of 母性と自己犠牲

母子間で実施される事例が報告される場合の懐胎者には、また別の人間像が用いられる。たとえば次の引用は、実の娘の子を懐胎する外国人女性への取材記事のものであるが、ここで懐胎にあたり彼女が自らの精神的感覚や欲望を操作する理性は、特殊な理性の結果ではなく、母親なら誰でもが持つ目の前にいる子への愛情を、より増幅させた結果として伝えられる。

おなかに赤ちゃんがいながら、それが自分の子ではないと考えるのは、とてもむずかしいことです。〔中略〕私はそういう誘惑を断ち切るために、娘に対して「子どもが生まれたら必ず引き渡す」という誓約書をあえてつくりました。

『微笑』、一九八八年一月九日、七一頁。

彼女の懐胎は第三者が持つ超越的な理性とは異なり、人々が従来から共有してきた母性に由来している。そのため彼女の行動は、すでに人々が共有する母性をもたらす規範に従順に行動した、強い母性の結果として意味づけられている。しかし懐胎者はこれから生じる予定の胎児に対する母性を断ち切る必要があり、それは彼女がもともと母性を強く持つ人物であるほど、より大きな困難を伴う事が予測される。そのためこの母性は、一般的な強い母性をさらに超越したものとならざるを得ない。ここで彼女が、従来型の母性では乗り越えられない困難を前にして使用するのは、理性の強さだけではない。他の感情を抑える、自己犠牲としての性質である。

Kaplan (1992=2000) は米国の大衆文化の調査に基づき、そこで語られる母性に自己犠牲パラダイムが存在

することを実証している。同様に、母性と自己犠牲の結びつきに対する言及は、田間（二〇〇一）による日本のメディア分析でも行われてきた。本調査における懐胎者も、これらの実証例と同様に、母性に根ざした自己犠牲を持つ者として描かれている。たとえば次の引用は、懐胎者自身の語りとして記載されたものである。

それに母親って、自分の子どものためなら何でもできるんだって、あらためて思いましたね（孫となる子を
出産した元モデル）

『女性自身』、二〇〇〇年七月二一日、六三頁。

この語りが記述される誌面の中で、彼女の自己犠牲は疑うべき対象とは捉えられない。ここで母性の自己犠牲パラダイムは、自明な性質としてア・プリアリに位置づけられ、その上で語りは構成される。この前提を踏まえて懐胎者は、特別な理性を要するものとしてではなく、従来の母性が共有してきた自然な母性規範を、より強く内在化させた存在として認識される。それゆえ彼女の行為は批判すべき逸脱ではなく、母性を持つ女性の当然の帰結として位置づけられる。こうした母性の自己犠牲パラダイムを用いた位置づけは、日本人の母親が娘のために懐胎する例でも用いられる。

今回も五十代母は「娘のためなら身を捨てても」と言った。（中略）関わる全員が賛同するなら、どこに問題があるだろう。（神足祐司…コラムニスト。根津八紘へのインタビューから）

『SPA!』、二〇〇六年一月三十一日、三三三頁。

このような懐胎者の自己犠牲は美德として理解される。それゆえ他者により押しとどめられるべき行為とはならない。また同時に母性は、単に望ましい美德であるのみならず、遂行すべき義務としての性格を持つこともある。たとえば次の引用では、産科医の言葉として、子宮を持たない娘を持つ母親が、自らの娘を産む時に果たせなかった母性（＝完全な子を産む義務）を果たすための手段として懐胎を申し出たことが説明される。

いま僕のところでは五二歳のお母さんが、二六歳の娘さん夫婦の子供を産もうとしています。（中略）おかあさんも「わたしがこの子を産んだときに感じた輝くような喜びを娘には与えてやれない」とずっと苦しんでこられた。（根津八紘・医師。与党（当時）衆議院議員野田聖子との対談から）

『週刊朝日』、二〇〇八年五月二日、二八頁。

ここでは産科医の立場にある人間が、自ら積極的に母性の持つ規範——完璧な子を産むべきとみなす発想——を当然とみなし、それを遂行されるべき役割として考えていることが伝えられる。ここで代理懐胎とは女性にとって必然的な義務を果たす行為であるから、医療者も含めて社会が実施に向けて環境を整えねばならず、積極的に進められるべき対象として位置づけられる。

またこの記述では、子を「出産すること」自体が美德として捉えられている。閉経後の高齢者が投薬を経て妊娠した事実や、第三者の卵、義理の息子の精子に由来する胎児を妊娠している事実など、倫理的に違和感を生じさせる状況が語られるも、それらの違和感は、子を出産する行為それ自体を究極の喜びとみなすことにより焦点をずらして隠蔽されたり、喜びを作り出すための積極的に克服すべき属性として捉えられたりする。こうしてまずは出産すること自体に高い意味を付与した上で、遺伝的な子を持つ喜びを、子を妊娠・出産する事実

と混同させ、代理懐胎そのものを賞賛すべき行為として意味づけているのである。

さらに本記事にも見られるように、これらの母性を、産科医が語る事にも意味がある。産科医は母性の源泉とされる、妊娠・出産といった現象に対する専門家である。彼が母性の自己犠牲を語れば、その性質は正当化されたり権威づけられたりする。また産科医は一般的に女性の利益を護る立場と認識されているため、彼が代理懐胎を推進する事実、代理懐胎をア・プリアリに女性の権利を守る行為として認識させる。その結果、代理懐胎は女性の搾取や道具化の視点から指摘される、懐胎者に対して非倫理的な行為とはかけ離れたものとして捉えられ、懐胎者にとつても望ましい、懐胎者のために必要な行為として位置づける。

さて、これらの記事における代理懐胎の語りは、いかなる立場に語りの主体を据えようと、懐胎者を母性の持ち主とみなすと同時に、彼女の自己犠牲の性質に言及する。そこで母性は「自然」な特質とみなされながら理解される性格を持つため、自然なる身体的欲求が満たされるのであれば、それは女性にとつて望ましい現象として捉えられる。それゆえ、彼女の自己犠牲は、単にそれが従来のも性イデオロギーに沿う性質であるとして賞賛されるのみならず、懐胎者にとつては何ら違和感も生じない出来事として認識される。代理懐胎を遂行することは、苦しみではなく喜びとして捉えられ、母性による自己犠牲は、母親本人にも望ましい「自然の摂理」に沿った姿とされる。

このような構造を伴いながら、母子間の代理懐胎は、傍観者である他者の立場からは賞賛すべき行為として語られ、懐胎者の立場からは、彼女の生理活動の一部であるきわめて個人的な出来事だから、他者による干渉から免れる行為として語られているのである。

四 神聖な母性

ここまで論じてきたように、大衆誌における懐胎者の内面は、第三者によつて懐胎を神聖な存在による超越的行為とみなす枠組みと、母性に基づいた行為とみなす枠組みの、二種類の枠組みから捉えられる。この二つの位置関係を捉えるための手がかりとして、代理懐胎を、同じく自己犠牲でありながら、性別には関係しない、臓器移植の議論とを比較してみよう。

たとえば腎臓移植や肝臓の一部の移植など、実施にあたりある程度の間、身体を拘束され、命の危険をもたらすリスクが伴い、実施後も長期間に亘り、時には不可逆的に、その影響が身体に残りうる行為を考える。代理懐胎と異なり、これらの行為では、無償による第三者への実施は普及していかない。これらは博愛に基づくボランティアとして、現実には実施可能であるにも関わらず、公に提唱する医療者やレシピエントがいるわけではないし、いたとしても異端として位置づけられる。ある博愛に満ちた人が、生命を失わない範囲であれば彼の臓器をどのような人物にでも提供すると主張しても、その善意に手を貸すことも、レシピエントが「期待すること」も許容されない。しかし同じ構造が代理懐胎の肯定的文脈に位置づけられると、レシピエントに依頼者は期待することが許されるし、患者の救済を名目として、医療者の積極的な介入も望ましいものとして配置される。代理懐胎と比較したとき、そこには提供の対象である身体機能に応じて違いが生じている。¹²

ではこの差違の源泉となる「妊娠・出産」はいかなる認識のもとに捉えられているのだろうか。

妊娠・出産は女性のみを対象とする現象であるが、従来、女性の身体とその身体に特有の現象は、周縁としての位置づけで解釈されてきた。¹³ また女性を周縁化させる磁場の中で、女性身体を持つ存在は、女性であることをもって、そこにいる全ての人が母性を持つものと規定されている。¹⁴ この二つの側面は、懐胎者を周縁化された女性（とあらかじめ位置づけられている）と位置づけ、それにより彼女を、自己犠牲の主体として捉える

ことを可能とする。彼女が懐胎することは彼女が本質的に持つはずの本能的な母性に従うことを意味しており、懐胎者の自己犠牲は、彼女が従来から有していた母性を発露させただけの、自然な現象とみなされる。この構造を伴うことで彼女の自己犠牲は、何ら特別なサマリア主義を伴うものではなく、女性ならば誰でも持つている性質の一つとみなされる。それは元から恒常的に存在する性質であるために、他者が利用しても、または他者が利用を期待したり、推進したりしても差し支えないものとして認識されているのである。

この構造は、超越的な理性の持ち主や神聖な存在としての位置づけもが、根底をたどれば母性の枠内で用いられるものであることを示している。たとえば、第三者や姉妹などそれを使用できない事例では、懐胎者の動機に対する認識を「実の母親の母性愛」から、「女性全体に一般化された母性」による行為へとずらすことで、各々の事象に対する正当性を獲得している。こうして、どのような事例における懐胎者であれ、彼女が母性を持つ女性であるという特質ゆえ、「他者のために懐胎することが当然の存在」とみなされる。

さて、懐胎者を母性の主体として捉える記事が存在する一方、別の記事では従来の超越的な第三者像が「ブキミ」と称され、それゆえ代理懐胎を「まるで代理母をカップヌードルの容器か何かのように扱っているとしか思えない」と語られることもある。これは懐胎者から神秘性を取り除くことが、代理懐胎を否定的にみならず際の一つの根拠であることを示している。米国における議論の中では、母性の神秘性を解体した上で、生殖サービス労働における女性の自律性を示すものとして代理懐胎を捉える、リベラル・フェミニズムの視点による擁護もなされているが、日本の大衆誌の言説に限定すれば、懐胎者を肯定的に語る上では、神秘的な母性の存在が、基本的枠組みを形成する上での前提になっていると考えられる。

四 懐胎者の身体

一 モノとしての子宮

懐胎者の内面が語られ定義づけられる一方で、懐胎者の身体にも意味づけがなされていく。そのうちの一つに、彼女の身体感覚を、自己から切り離し可能な対象とするものがある。そこで子宮は、懐胎者の自己とは関連しない独立した物体として捉えられ、自己と身体感覚とを、切り離されて存在しうる状態が想定される。次の文章は、米国の多様な家族形態に触れる書籍からの引用として、一般的な懐胎者像を説明したものである。

ニーナには自分の身体から生まれた生命への自然な愛情と、「私はケーキを焼くオーブンみたいなもの」という割り切りが同居する。(速水由紀子：ジャーナリスト)

『週刊文春』、二〇〇〇年六月一五日、一四七頁。

オーブンの比喻が物語るように、ここで懐胎者の経験は、一般的には統合された身体感覚の元で構築されているであろう「自己」から、切り離し可能な対象とみなされる。また次の引用では、依頼する視点に立つ医師の言葉として、子宮が「貸す」「借りる」対象として表現される。懐胎者の子宮は、懐胎者自身の自己同一性に関与せず、その身体から切り離して捉えることの可能な物的対象として捉えられている。

もし子宮を貸してくれる人があれば、奥さんとご主人の遺伝子をつなぐことができます。(飯塚理八…

医学部教授、産婦人科医) (傍線は筆者による)

『文藝春秋』、一九九二年二月、三三四頁。

代理出産とは、排卵はあるが子宮がないことにより実子を得ることのできない夫婦が、子宮を借りることによつて実子を得る方法を言う。「根津八紘によるガイドラインの引用として」(傍線は筆者による)

『現代』、二〇〇一年八月、二六九頁。

代理懐胎を想定しない通常の妊娠・出産であれば、子宮は懐胎者にとつては自己を構成する身体の一部であり、身体の恒常性の維持に寄与、あるいは影響する一つの臓器である。しかし代理懐胎を語る文脈で語られる時、懐胎者の体は、当事者の身体や日常生活、またそれらを巻き込んだ当事者の人生から独立し、許可さえ得れば誰にでも使用可能な客体であるかのように捉えられる。

とはいえ子宮が常に、人間の生活と独立した存在としてのみ捉えられるわけではない。たとえば日本人依頼者や依頼希望者が具体的に報告されるようになる二〇〇〇年代中旬からの記事で、代理懐胎を肯定する議論は、子どもを産める身体の有無ではなく、子宮の有無に問題の焦点をあて、子宮そのものに価値を置きはじめる。この時期に限らず、実際の代理懐胎の現場では、女性が代理懐胎を利用する理由を特に子宮の有無に限定しているわけではないが、¹⁶日本の大衆における言説では、子宮に焦点が当てられ、意味を持つ対象として位置づけられている。

生まれつき子宮がないロキタンスキー症候群や、何らかの理由で子宮をなくした女性が子どもをもうけるには、「代理出産」という方法しかないにも関わらず、認められていない。

『月刊テームス』、二〇〇七年一〇月、一〇六頁。

子宮の有無に焦点を当てられる背景には、海外で代理懐胎を実施した女性タレントが、子宮を摘出した経緯を持つことが報じられていた背景も影響しているよう。しかしそれと同時に子宮を持たない事実そのものが、代理懐胎実施の正当性を高める効果も影響していると考えられる。子宮はそれ自身が女性性の象徴として位置づけられる。それゆえに、子宮を失う、または元から持たないことは、女性にとつて耐え難い経験と解釈される。そのため彼女が子どもを持てば、子宮を持たない事実がもたらすスティグマの一部——子を持つてないこと——から回避され、彼女の自尊心を高める働きをもたらす。それゆえ、たとえ代理懐胎という行為が問題を孕むと予測されようとも、彼女に子を持たせる事は、女性が尊厳を保つ上で重要な手段として位置づけられる。

このように懐胎を肯定的に捉える言説は、懐胎者の子宮に対しては持ち主の主体性から離れた物体としての位置づけをしつつも、一方で依頼者の「あるべき」子宮に人格の主体としての位置づけを行う。子宮に対する認識は文脈によつて使い分けられながら、代理懐胎に正当性を付与する言及を構築させているのである。

二 流通の効率化

懐胎者の子宮が持ち主の身体から離れうる物体であることが認識されると、それを前提として、子宮の使用をめぐる需要と供給の効率化が議論される。たとえば臓器移植になぞらえた次の記述では、子宮を死体から取り出された他者の臓器Ⅱすでに持ち主の自己が介在しない物体になぞらえた上で、流通の効率化を主張する。

日本で禁じられているばかりに、海外の人の臓器をいただいたり、子宮を借りたりするばかりでは、申

しわけない。(家田莊子：ノンフィクション作家)

『週刊実話』、二〇〇六年二月九日、九四頁。

流通の効率化を最重要課題とみなす文脈の中で、利用の対象は子宮だけではなく、女性の出産機能そのもので拡大させて論じられる。

【臓器移植と代理出産。「お金」で解決できることもある】

〔腎臓移植の〕売買解禁は腎臓の提供を促進するだろう。「中略」先頃、五十代後半の女性が娘夫婦の受精卵で「孫」を代理出産していたことが公表され〔中略〕これならば健康で若い女性の出産能力を適切な対価を支払ってレンタルした方がまだしも自然なのではないか。実際、安全性もそのほうが格段に高いのだ。

〔宮崎哲弥：評論家〕

『週刊プレイボーイ』、二〇〇六年二月二三日、二〇七頁。

この記述では、身体の包括的な特徴である健康や若さが、「出産能力」という女性特有の能力であるがゆえに、周縁化され得る対象として捉えられ、取引可能な物体として認識される。その視点の危うさは、恐らく本記事が男性向けの娯楽誌に掲載されている背景ゆえに問題とされず、物体＝資源となった女性の身体の有効性に焦点が当てられていく。

また、代理懐胎によるサービスの享受者としては、女性のみが想定されがちであるが、雑誌記事の中で、それは必ずしも依頼者に限定して享受されるものとして配置されているわけではない。次の例のように、少子化

対策の一環として、国民が共有する問題を解決するための方策として語られ、依頼者だけが利益を得る弱者救済方法ではなく、第三者である読み手を含む、社会の構成員の全てが利益を得る公共性のある手段として位置づけられることもある。

法律的にも遺伝的にも日本人である両親から受け継いだ日本人の遺伝子をもっている子供が日本人でないというのは不思議な話である。少子化が叫ばれているいまだからこそ、一刻も早く法律的に代理母を認めさせるべきではないだろうか。〔中原英臣：医師〕

『Voice』、二〇〇四年四月、四九頁。

これらの記事で用いられる枠組みは、公が個人の生殖機能を利用する姿を作り出す上、それが男性誌の場で行われれば、フェミニズムによって批判されてきた、男性による女性身体の利用として、批判的な発想を導く危険を孕む。しかしながら同時にこれらの記事は、懐胎者を利用可能な物体と見なしつつ、未だ物体とは認識されていない依頼者女性を守る言説として認識される。この二重構造により、記事の全体像は、女性の権利を擁護する、新進的な言説として位置づけられる。つまりここでは、女性を物体と人とに分断することで、全体としては、女性の身体を利用しつつも、人権を尊重する行為として捉える構造が形成されているのである。

三 懐胎経験の扱い

懐胎者の身体を物体として捉え、その資源の活用を枠組みとする言説の中でも、懐胎者の自己と子宮における経験の関係性に焦点が当てられ、当初の枠組みに疑問が向けられることがある。それは、代理懐胎に言及す

る記事の初期に見られる海外の事例報告のように新奇的な出来事として扱う場合ではなく、医師による記述や、斡旋業者によって日本人による代理懐胎の実施がリアリティを伴いながら語られる際に表れる。

やはり出産までの十ヶ月間、お腹を大きくするというのは大変なことで、人類愛的な気持ちがないと難しい。
〔飯塚理八…医師〕

『文藝春秋』、一九九二年二月、三三四頁。

その事件〔ベビーム事件〕のときは、代理母の卵子を使っていたんですね。だから、代理母の子でもあったわけです。ですから、私が扱うのは、子宮だけを貸してもらおうケースに限らせていただいています。それなら代理母の影響を受けないですね。〔中略〕ただ人間ですから、自分で身ごもる、お腹を痛めるということ、赤ちゃんに情がわかないとは断言できない〔鷺見ゆき…あつせん業者〕

『女性自身』、一九九五年九月二二日、二二八頁。

ここでは子宮または生殖機能を、懐胎者の心理と完全に切り離す発想への抵抗感が生じている。また、懐胎者の身体経験が強調される場合には、次の例のように、代理懐胎に対する否定的な眼差しを伴うこともある。

基本的には、子宮のある方には、私は代理出産より提供卵出産で産んでいただきたいと思います。自分の卵子でなくても、みごもって自分で出産すれば、自分の子と変わらない愛情が生まれると思うからです。

〔鷺見ゆき〕〔傍線は筆者による〕

『週刊現代』、一九九四年四月二日、一五九頁。

人工授精、体外受精とやっていく女性達にはどうしても自分の体から子供を産みたいと言う、男性にはわからない、女としての思いが強くなるようです。「提供卵により、依頼者女性が自ら懐胎する方法を斡旋する業者。副代表の夫の弁」

『女性自身』、二〇〇二年三月一二日、五四頁。

このように女性の身体経験は、いまだ咀嚼しきれない問題として位置づけられることがあるが、この視点が用いられた時、代理懐胎の正当性は危ういものとなる。しかしそれを回避する手段として、懐胎者の身体性を法律により操作の可能な対象と捉える言説が用いられる。

渡辺 しかし肉親（夫婦の肉親に懐胎を依頼する場合）でも、いざ子どもが産まれたら、譲るのは嫌だということも起こると思うんですが。

根津 それはおそらく起こるでしょう。だから、裁判所に届けておいて、生まれた子どもは誰の子どもかということ、裁判所に決めてもらう必要があるのです。（根津八紘・渡辺雄二・ジャーナリスト）

『週刊金曜日』、一九九八年八月二八日、一一～一二頁。

操作可能な対象とみなす発想は、法的な手続きに限らず、当事者の同意という言葉でも表される。ただし、それが実際に有効な方法とは必ずしも述べられない。たとえば同じ医師により、次のような経緯も語られる。

一番の問題は、志願者が代理出産で亡くなるようなことがあつたときに、家族が納得できるかどうか。この質問に是といつてきている人はいない。(根津八紘)

『月刊テーマ』、二〇〇七年一〇月、一〇六頁。

代理懐胎を実施する上では障壁となるこれらの言説が掲載される背景には、読者が誰でも抱く率直な疑問を敢えて提示することで、記事の客観性を高める効果を期待していることが考えられる。しかしこれらの問題は、いったん提起され記事の公平性を保つよう振る舞いながらも、以下で論ずるように、視点をずらしながら解消される。

五 固有性の捨象

懐胎者には母性が適用されたり、その身体の物体化が行われたりするが、こうした枠組みが用いられない場合に、枠からはみ出す懐胎者の自己や、懐胎者の固有性は、扱いつらい問題として表出される。そのような問題を回避するための手段として、懐胎者以外の要素に焦点を当て、危うさから逃れる場合がある。それはたとえば、懐胎者の困難を考慮していったん代理懐胎について否定的に述べた斡旋業者の、次の言葉に表れている。

本当に夫婦の愛情が強くて、その愛情のために子供を持ちたいと願っているのに、ほかに方法がないようなカップルの場合には、代理出産や提供卵出産でもいいと思うのです。(鷺見ゆき)

『週刊現代』、一九九四年四月二日、一五九頁。

ここでは妻と夫の関係性を、愛と生殖を相互に結びつけるロマンティック・ラブのもとで理解し、そこで織りなされる物語性を構築する要素として、女性の産むべき身体を強調する。その結果、依頼者が子を持つ動機に、より強い正当性が付与される。これはまた同時に記述の焦点を懐胎者から依頼者にずらすことで、懐胎者の内面や、その身体現象に対して想起される疑問から逃れることを可能とする。¹⁷

同様に母親に懐胎を依頼した娘の語りの形式を取る次の記述でも焦点のずらしが行われる。まず家族の関係を代理懐胎の当事者に限定し、その当事者たちの関係性を別の文脈で捉え直すことで、懐胎の依頼は正当化される。

大好きな主人の子をこの手に抱きたい。その思いを理解し、手を差し伸べてくれた母にすぎるのはいけな
いことでしょうか〔代理懐胎依頼者の女性〕

『月刊テーマミス』、二〇〇七年一〇月、一〇六頁。

ここではまず懐胎者の自己犠牲が、疑う余地のない性質とみなされる。その上で需要と供給が一致すること
を理由に、懐胎依頼の正当性が強調される。そこでさらに依頼者の関係性にロマンティック・ラブが適用され
ることで、女性の産むべき性質はより強調される。ロマンティック・ラブの物語自体は、依頼者が異性愛を通
じて完成させることによって完遂されるもので、懐胎者の介在が、物語の完成に寄与するわけではないが、こ
の例では、懐胎者が母親であることによって、ロマンティック・ラブが、母性も包含した大枠の家族愛へとず
らされ、母が子を思う愛情もが、二人のロマンティック・ラブの構成要素であるように描かれている。

同様に家族間で実施される事例として、大卒の家族愛が用いられる場合がある。次の引用は外国において実の母親が息子の妻のために懐胎した事例に対する記事であるが、そこでは代理懐胎が家族愛の文脈で捉えられ、母親による懐胎は、家族愛の総量を増大させる装置として位置づけられている。

胎児を媒介にして三人（懐胎者である母と依頼者であるその息子夫婦）は一身になったようだった。（中略）すべての経験はただこの家族の関係がより密接になることに役立った

『週刊女性』、一九九五年七月二一日、九一〜九二頁。

外国の事例紹介だけでなく、国内の実施例が報告され、より身近な問題として捉えられるようになってからも、当事者の家族愛は強調されつつ語られる。

こうして姉妹愛からスタートした今回の代理出産は成功し、この春にA子さんは無事に出産した。（根津八
絃）

『現代』、二〇〇一年八月、二六六頁。

しかしこれらの記事は「家族の愛情」に焦点を当てながらも、依頼者以外の家族メンバーには触れていない。上記の記事では、姉妹愛に限定することで、他の家族メンバーの関与が捨象される。同様に本稿一六〇頁に掲載した『SAP!』からの引用で「関わる全員が賛同するなら、どこに問題があるだろう」と記述されていたように、依頼する立場から見ると家族とは、集団としての家族ではなく、懐胎に直接関与する当事者を指してい

る。

このように親族間での代理懐胎が記述される時、そこでは他の家族メンバーとの関係性が捨象され、その上で依頼者と懐胎者の関係性に特別な意味づけが付与されている。実際の懐胎者は、姉妹や実母に関わらず、自分がそれまでに産んだ他の子にも母性愛を抱いているだろうし、夫の間には、異性愛に基づく感情を抱いているはずである。これらの感情は、当事者の個々の視点に立てば、それぞれが固有性を持ち、それゆえに等価なものである。しかしながら懐胎者が「依頼者の母親」「依頼者の姉妹」「神聖な第三者」以外に、彼女の固有の人生で何らかの家族役割を果たしていることが明らかになれば、一つの役割を果たすためにのみ自己犠牲がなされたり、身体が物体視されたりしてしまう現実は、違和感をもたらしてしまう。そのため懐胎者の人間関係は、依頼者である姉妹や実子との関係性でのみ語られ、リアルな存在として多様な自己意識や社会的役割を持つ人間像は捨象されていく。結果的に、懐胎者は依頼者の子を懐胎する役割でのみ語られる。

このような構造を伴いながら、懐胎者が固有の存在であるからこそ生じる問題は、元から存在しないかのように扱われる。そこで懐胎者に対してなされる具体的な記述は、読者に懐胎者のありのままの姿を伝えるよう、彼女の発想や生活を多角的に捉えた結果としてなされているのではない。それらは懐胎者の身体を利用することを前提とした上で、利用に有益な女性身体に対する視点や、その視点の構築方法を、提供しているのである。

六 結び

本稿では、懐胎者に対する記述を分析してきた。それらの結果を簡潔にまとめると、雑誌における懐胎者には、次のような人間像が適用されている。すなわち、懐胎者は母性概念と結びついた女性像を用いることで、

男性には想定されないような、超越的な理性や、神聖な存在である。彼女たちは自己犠牲の精神を強く持ち、自らの身体に生じる経験を、自己意識と関係のない出来事として捉えている。彼女たちの自己犠牲は、社会にとつて望ましい行動である。それゆえ、より多くの女性達が自己犠牲を行えるために、社会は環境や制度を整備する必要がある。さらに彼女の身体内部にある臓器は、彼女の自己意識や生理活動とは関与しない物体である。それらに対する需要と供給が存在する現状下では、物質の円滑な流通が望まれる。これらの懐胎者像を適用するために、彼女は依頼者との関係性でのみ語られ、夾雑物となる彼女の生活については語られない。その結果、彼女は懐胎者という役割の他に固有名詞のない存在となる。

さて、このように代理懐胎に対する認識は、女性を子産みの機能から捉えるジェンダー枠組みに基づいて一義的に理解する言説群を用いながら普及されてきたが、その行為に対する性差別の発想が、日本のフェミニズム内部ではあまり糾弾されてこなかった。そこには本調査対象の記事内でしばしば見出されたように、代理懐胎が、女性の権利拡張に寄与する肯定的な行為として捉えられる側面を持つこともあろう。米国の議論の中ではかねてから代理懐胎を女性解放の一環として捉える視点が用いられてきたが（荻野、二〇〇九）、日本国内にもたとえば大越（二〇〇八）のように、懐胎を労働とみなして、その意味を積極的に位置づける論者がある。しかしながら理論的には女性解放に寄与するものとして位置づけられようとも、実際に大衆に認識される局面で用いられるのは、抑圧的なジェンダー役割の再生産や、女性の生殖機能に対する周縁化された理解である。こうした実社会の変数の中で、代理懐胎を肯定的に捉える言説は、結果的にジェンダー役割への新たな回収経路を形成したり、他者による女性身体の資源化を促進させる言説装置として働いてしまう。メディアが関与することで、女性の人間像が利用可能な存在として構築されていくのは、何も目新しい現象ではないが、そうした理論と実社会とのずれは、実際にメディアで論じられている時は表面化され難く、資源化の装置は正当な意

見として世論形成に寄与してしまう。

現在の日本では代理懐胎の事実を隠さず、実子として届け出ることは不可能だが、積極的な法規制は存在しないため、国内外ともに水面下では実施されていることが推察される。それゆえ今後新たな事例が表面化し、ふたたび代理懐胎が議論の俎上に載せられる可能性は高い。その際には、世論の存在にふたたび焦点が当てられるだろう。しかしその構築過程に介入してきたマス・メディアの言説は、懐胎者を抑圧的なジェンダー枠組みに固定し、その身体を物体視し、資源化する発想に基づくものである。今後の議論でも、代理懐胎に対する人々の意識の在処に言及し、それを元に代理懐胎のあり方が論じられる可能性は高いだろうが、そのときには、目の前にある世論の内実が、いかなるものなのかを慎重に扱う必要があると言えるだろう。

■付記

本調査はFCTメディア・リテラシー研究所による二〇〇八年度「鈴木みどりメディア・リテラシー基金」による助成を受けて実施したものである。

■参考文献

- 荻野美穂、二〇〇九、「代理出産の意味するもの」、『日本学報』、第二八号、二一〜三九頁。
- 大越愛子、二〇〇八、「懐胎・分娩はいかなる労働か」、関西倫理学会編『倫理学研究』、第三八号、晃洋書房、三〜一四頁。

- 柏木恵子、二〇〇三、『家族心理学』、東京大学出版会。
 神里彩子・成澤光編著、二〇〇八、『生殖補助医療——生命倫理と法・基本資料3』、信山社。
 田間泰子、二〇〇二、『母性愛という制度——子殺しと中絶のポリテイクス』、勁草書房。
 佐藤卓己、二〇〇三、『あいまちな日本の世論』、『戦後世論のメディア社会学』、KASHIWA 学術ライブラリー。
 白井千晶、二〇〇七、『不妊当事者が抱えるセクシュアリティの問題』、『ジェンダー研究』、第一〇号、七五〜九〇頁。
 宮台真司・速水由紀子ほか、一九九八、『性の自己決定』原論』、紀伊国屋書店。
 諸橋泰樹、二〇〇二、『ジェンダーの語られ方、メディアのつくられ方』、現代書館。
 Chester, Phyllis, 1988, *SACRED BOND The Legacy of Baby M*, Times Books. (＝d・チェスラー、一九九三、『代理母——ベ
 ーム事件の教訓』、佐藤雅彦訳、平凡社)。
 Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism And the Subversion of Identity*, Routledge, Chapman & Hall, Inc. (＝ジュディス・バ
 トラー、一九九九、竹村和子(訳)、『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』、青土社)。
 Kaplan, E. Ann, 1992, *Motherhood and Representation: The Mother in Popular Culture and Melodrama*, Routledge. (＝E・A・カプ
 ラン、二〇〇〇、『母性を読む』、水口紀勢子訳、勁草書房)。
 Nelkin, Dorothy, Lindee, M. Susan, 1995, *The DNA Mystique: The Gene As a Cultural Icon*, W H Freeman & Co. (＝エロシー・ネ
 ルキン&M・スーザン・リンディー、一九九七、『DNA伝説——文化のアイコンとしての遺伝子』、工藤政司訳、紀伊
 国屋書店)。
 Thomson, Judith J., 1971, "A Defense of Abortion," *Philosophy & Public Affairs* 1, no. 1 (Fall 1971), Princeton University Press. (＝
 ジュディス・J・トムソン、一九八八〜一九九二、『人工妊娠中絶の擁護』、『バイオエシックスの基礎——欧米の
 「生命倫理」論』、星俊雄・古郡悦子・木坂貴行・新田章訳、東海大学出版)。

■註

- 1 大衆の意識調査の結果は、しばしば世論（よろん）と呼ばれる傾向にあるが、佐藤（二〇〇三）の分析によれば、このような認識は、単語が意味の変遷を経た結果として生じたものである。意識調査で表出される意見は、世論（せろん）・popular sentiments）であり輿論（よろん）：public opinion）とは異なるものとされる。たとえば「せろん」は情緒的参加による共感の特徴とし、美醜をめぐる私的心情を判断基準とする。一方「よろん」は、理性的討議による合意＝議会議義である特徴を持ち、真偽をめぐる公的関心により判断を行っている。
- 2 代理懐胎には様々な呼び方が存在するが、本システムに登録されている関連事項のキーワードには「代理出産」「代理母」「二つの他に代理懐胎を指し示す単語は登録されていないため、この検索により、蔵書で代理懐胎を中心的に扱った記事のほぼ全てが抽出できたと考えられる。
- 3 本調査が分析対象とした記事は、上記の検索システムを用いる事で、誰でも同一のデータを特定することが可能である。このタレント夫妻は、米国ネヴァダ州で米国人女性に代理懐胎を依頼した上で得た子どもを実子として品川区役所に届け出た。しかし事前にタレントである妻が子宮を摘出した事実や、代理懐胎の実施過程が報じられていたことから、妻が出産した事実はないことが一般的に知られており、夫婦の嫡出子としては受理されなかった。タレント夫婦がこれを不服として提訴したが、平成一九年三月三日に最高裁は、子を依頼人であるタレント夫婦の嫡出子ではないと判断した。本調査対象となった記事では、タレント女性が代理懐胎に対する意欲を示した時期から、代理懐胎の実施、帰国後の様子など、この一連の出来事に関連して、彼女らに対する記載がなされている。
- 5 例外的にジャーナリストである大野和基による『週刊朝日』二〇〇六年一月三日号、二七〜三一頁に、向井亜紀・高田延彦夫妻の事例で懐胎者となった女性に対するインタビュー記事では、懐胎者を従来とは異なる人物像から掲載している。また、『Newsweek』二〇〇八年三月五日号、四八頁でも、インドの懐胎者に対する報告記事が掲載されている。これらは、懐胎者の貧困を強調するものであり、この様な懐胎者像の記述が増加すれば、今後、本稿で取り上げたものとは異なる懐胎者像が構築されて、代理懐胎の世論の構築過程に影響を及ぼすことが考えられる。
- 6 米国では一九九〇年に黒人の懐胎者によるJohnson v. Calvert事件が起きており、調査対象になった記事にもこれを報

じたものがある。ただしそれらは事件の報告の一環として論じられるのみで、懐胎者の内面に焦点を当てた言及はされていない。

7 本記事が掲載された『女性自身』は、向井亜紀の代理懐胎依頼計画をスクープ記事として発表し、その後も向井亜紀の特集として代理懐胎実施に肯定的な記事を連続的に掲載しており、代理懐胎において、向井亜紀の立場から捉える視点を強く取つていたものと考えられる。それを示す具体例として、たとえば同誌二〇〇二年七月三〇日号には、向井亜紀による代理懐胎の依頼の決意に関して独占インタビュー記事が挙げられる。その記事の締めくくりには「次週から本誌は代理出産へ向け体外受精など、数々のハードルに挑む向井さんの勇氣ある決意を見守り、同時進行で伝えていきます」という編集方針が記述されている。

8 フリーライターの平井美帆は、本記事の掲載前に著書『あなたの子宮を貸して下さい』（二〇〇六年三月）を出版しており、そこで日本人依頼者や米国の斡旋業者に対する取材内容を報告し、依頼者の希望を叶えるために代理懐胎を容認すべきとの立場をとっている。

9 ここで取材対象となつた懐胎者は、本記事が掲載される前に『週刊朝日』二〇〇六年一月三日号にて、別の記者による取材に答えているが、そこには本記事と矛盾する内容が述べられている。本記事は、その記事で説明された懐胎者の人間像を否定することを意図した言説が用いられたり、その記事で語られた内容への対抗言説が強調されたりしている。それらの言説を構成する表現は、当事者の内面に即した具体的な記述を伴わず、あたかも懐胎者が、あらかじめ用意された表現を口にしていくかの様な印象を与える。

10 これら犠牲者としての懐胎者を表す記事は複数あるが、たとえば『SPA!』二〇〇一年五月三〇日号には「代理母の多くは貧しい人たちで、『あなたは人を幸福にしている』と言いつ聞かせられ、若いうちに何度も産ませられます」という記述、『サンデー毎日』二〇〇六年一月五日号、五三頁には「私が代理出産をイヤだなと思うポイントの一つは、代理母、つまりオカネで自分の子宮を提供する人がいることを大前提にしたシステムだということだ。この大前提自体、悲しいことではないか（中野翠・エッセイスト）」という記述、『Voice』二〇〇七年一月号、一六九頁には「子供を取り上げられた代理母は、心に大きな痛手を負うであろう。それは何物でも埋めることはできない。一生その傷を

- 負っていくのである」。(柳澤桂子・生命科学者)という記述で表されている。ただし否定的な論調を持つ記事の全てが、代理懐胎の具体的問題を指しているわけではない。タレント夫妻の事例に対しては、代理懐胎の問題点を論じるのではなく、それに臨む彼・彼女の才能や経済力、家族関係に焦点を当て、それらの問題を通じて彼らの人格を否定的に捉えることで、代理懐胎を否定する構造が用いられている。
- 11 なお、これら懐胎者について関する問題の専門的議論は、荻野(二〇〇八)が詳細に分類している。
- 12 代理懐胎と臓器移植との比較は、ベビーM事件の経緯説明に際してCherlerも実施している。ただしCherlerの議論では、臓器や生まれた子どもを、ともに提供者から独立した所有物と捉えた上で、それを手放さざるを得ない提供者の悲嘆に焦点をあてている。またThomson(1971・1988・1991)は、生命の危険にあるバイオリニストが強制的に身体をつながらて腎臓を利用される仮想事例をもとに、胎児が懐胎者の身体を用いる権利について論じている。ここでは腎臓利用と子宮利用を並列させることで、中絶問題が内包する身体利用における非対称的な認識を浮き彫りにしつつ問題提起が試みられている。ただしその後には続く議論は、二つを相同的な行為と捉えた上で展開されており、非対称性が構築されている背景については言及されていない。
- 13 特にマス・メディアの表象は、男性による解釈を基準とした視点に基づいて構成される傾向があり、女性に対する周縁化した認識は日常的になされている。そのようなメディアにおけるジェンダーバイアスについては、日本の場合、たとえば諸橋(二〇〇二)が詳細に論じている。
- 14 たとえばButler(1990 = 1996)はFoucaultを援用しながら、女の身体を生殖機能に基づいた特徴により認可し、その特徴を持たねばならないとみなす要求が、女の身体を自然の必然性のもとで認識させることを具現化する構造を説明している。
- 15 菊池由利(一九九〇)、「愛を、あげたい。代理母の実態 やつぱり(三分間)「じゃ子供は作れない」『CREA』九六・九七頁。
- 16 たとえば法律で無償の代理懐胎が容認されているイギリスの場合、代理懐胎の実施において、依頼者の身体的状況に資格は設けられていない。これら代理懐胎に関するイギリスの法律は神里(二〇〇八)に詳しい。

17 なお、依頼者に付与されるロマンティック・ラブに基づいた発想のもと、生殖に正当性をもたらす構造を、白井（二〇〇七）は「生殖Ⅱ性（セックス）Ⅱ愛Ⅱ結婚の相互規定関係」として説明している。白井によると、この構造の中で生殖と愛は「愛があるなら生殖があるべき（あなたの子どもがほしい）、生殖があるなら愛があるべき（遺伝的つながりの重視）」として相互に結びつけられている。

18 最近では一九九〇年代に、マス・メディアを巻き込み、ジェンダー役割からの解放を名目として、少女が自らの身体を資源として利用することを肯定してきた経緯がある。そこでは他者の身体を使用する立場の男性論者達が使用される側を代弁し、資源として設定する上で適した人物像が積極的に構築されてきた。

（やなぎはら・よしえ グローバルCOE「死生学の展開と組織化」特任研究員）

Images of Gestational Mothers in the Media: Analysis of the Discourse in the Articles of Popular Magazines

Yoshie Yanagihara

This paper attempts to clarify how Japanese mass media described gestational surrogacy by focusing on the narratives of surrogate mothers in the articles of popular magazines. The subjects of this analysis are the articles published from June 1981 — around the time when the first articles began appearing — to May 2008.

In these articles, gestational mothers were mostly described by people who benefited from their gestation. These people included clients, agents, and a doctor involved in gestational surrogacy in Japan. Through their narratives, gestational mothers in the media are recognized in mainly three aspects.

First, the following perceptions exist about gestational mothers: (1) Gestational mothers are transcendent and are beyond ordinary people. (2) Their existence is holy. (3) They represent the epitome of self sacrifice. These three concepts come from the myth of motherhood that is associated with the sexist portrayal of a woman's role in the society. Second, there are two aspects to the portrayal of the gestational mothers' bodies: (1) metaphors are used for wombs as objects, though a womb is a part of a living body, and (2) while few articles did mention gestational mothers' physical experiences, these experiences were not that focused upon. It is under these perceptions that their bodies are considered as items that should be traded in the market. Third, gestational mothers' personal characters are not mentioned at all.

Popular sentiment (*seron*), created by the media, is often referred to as the more legitimate opinion in Japan when people consider gestational surrogacy; however,

this research indicates the *seron* is actually organized as mentioned above. Hence, one should be careful when referring to these opinions while considering surrogacy more objectively.